

(災害通院給付金を支払う場合)

第16条 会社は、被保険者が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被り、事故の日からその日を含めて180日以内に治療のために通院を開始した場合、最初の通院日からその日を含めて180日以内の通院に対して、90日を限度として、最初の通院日の属する保険期間の保険契約に基づき、災害通院給付金の日額を1日目から給付金受取人に支払います。

ただし、第21条及び第22条に規定する給付金支払限度の範囲内とします。なお、保険契約消滅後の通院については、災害通院給付金を支払いません。

2. 前項の通院とは、医師または柔道整復師法第2条に規定する柔道整復師による傷害の治療が必要な場合において、日本国内の病院または診療所もしくは施術所に通い、医師または柔道整復師の治療を受けることをいいます。
3. 前項における治療には、医師の指示にしたがって行う(診断書にその旨が記載されていること)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師が行う施術を含みます。
4. 業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度になおったとき以降の通院に対しては、会社は災害通院給付金を支払いません。
5. 給付金の支払事由が発生した場合、同一の治療日においては、会社は重複して給付金を支払いません。ただし、支払う給付金については給付金額の多いほうを支払います。

(災害通院給付金を支払わない場合)

第17条 会社は、被保険者が次の各号に掲げる事由による傷害またはこれらの事由を原因として通院した場合、災害通院給付金を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金受取人の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 無免許、酒気帯びまたは薬物の影響下で運転している間に生じた事故
- (4) 脳疾患、心神喪失、精神障害、アルコール依存、薬物依存
- (5) 地震、噴火または津波
- (6) 戦争、変乱、テロ行為、放射能汚染
- (7) 原因の如何を問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち」)、腰痛で医学的他覚所見が認められないもの
- (8) 危険な職業に従事し、それを原因とした事故
危険な職業は別表4によります。

前記における主な用語の説明は別表5の通りです。

(給付金支払限度)

第21条 一の保険期間の保険契約により支払われる疾病入院給付金、がん入院給付金、災害入院給付金、災害通院給付金、災害手術給付金については、これらのすべてを合計して80万円を限度とします

(通算支払限度)

第22条 同一の被保険者について保険期間が異なる複数の保険契約により支払われる疾病入院給付金、災害入院給付金、災害通院給付金については、これらのすべての給付金支払日数を合計して730日を限度とします。

(保険料の払込猶予期間及び保険契約の失効)

第27条 第25条第1項第(2)号及び第(3)号に規定する保険料の払込みについて振替られなかった場合は、保険料の未入金が生じた月の翌月1日から末日までの期間を払込猶予期間として保険料の払込みを猶予します。

2. 前項に定める払込猶予期間内における保険料の口座振替は、前月分未払込保険料と当月分保険料を併せて行います。

3. 第25条第1項第(3)号に規定する保険料の払込みについて払込猶予期間内に払い込むべき保険料が払い込まれなかった場合は、保険契約は払込猶予期間満了日の翌日に失効します。

4. 前項の規定により保険契約が失効した日以後に生じた保険(給付)金の支払事由については、会社はいかなる場合においても保険(給付)金を支払いません。

(時効)

第45条 保険(給付)金を請求する権利は、保険(給付)金の支払事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年間請求がない場合には消滅します。